

新エネルギー・省エネルギー設備 導入に関する補助制度等について

富山市環境部環境政策課

太陽光発電システム設置補助金

富山市の自ら居住する住宅に、太陽光発電システム(2kW以上)を新規で設置された個人に対して、一律5万円の補助金を交付します。

⇒以下の書類を、**系統連系後すみやかに**環境政策課に提出してください。

- | | |
|---|---|
| ①設置補助金交付申請書 | ⑥「系統連系に係る契約のご案内」、「低圧系統連系 技術用件確認書」及び「受給開始のお知らせ」の写し |
| ②振込依頼書 | ⑦住民票又は運転免許証 |
| ③システムの概要等を記載した書類 | ⑧設置状況のわかるカラー写真 |
| ④設置に係る契約書の写し
(システムの設置に係る費用が明らかなもの) | ⑨設置場所の地図 |
| ⑤設置に係る領収書及び内訳の写し
(システムの設置に係る費用が明らかなもの) | |

省エネ設備等設置補助金

富山市の自ら居住する住宅等に、下記の省エネ設備等を新たに導入した方に対して補助金を交付します。

1万円 ●HEMS(家庭用エネルギー管理システム)

3万円 ●太陽熱利用システム

※HEMSの導入による補助金を受けた方には、設置後2年間、電気の使用量等を報告していただきます。詳しい報告方法についてはお問い合わせください。

10万円 ●地中熱利用システム

5万円 ●エネファーム(家庭用燃料電池) ●蓄電システム
●木質ペレットストーブ(事業所等に設置した場合も対象。)

5万円 ●一括導入上乗せ加算額

太陽光発電システム、HEMS、エネファーム、蓄電システムを同時に設置した場合に交付

※申請には、太陽光発電システム設置補助金の申請に必要な書類一式を添付する必要があります。系統連系の開始が翌年度になるために書類を添付できない場合は手続きが異なりますので、事前にご連絡ください。

⇒以下の書類を、**系統連系後すみやかに**環境政策課に提出してください。

- | | |
|--|---|
| ①補助金交付申請書 | ⑧住民票又は運転免許証 |
| ②振込依頼書 | ⑨設置状況のわかるカラー写真 |
| ③システムの概要等を記載した書類 | ⑨設置場所の地図 |
| ④設置に係る契約書の写し
(省エネ設備の設置に係る費用が明らかなもの) | ⑩設置状況を示す図面
(地中熱利用システムの申請のみ) |
| ⑤設置に係る領収書の写し
(省エネ設備の設置に係る費用が明らかなもの) | ⑪住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請
に必要な書類一式の写し
(一括導入上乗せ加算額を申請する時のみ) |
| ⑥省エネ設備の保証書の写し | ※系統連系の開始が翌年度になる時は手続きが異なります
のでお問合せください。 |
| ⑦設備の仕様及び環境性能がわかるカタログ等 | |

必要な書類を確認後、ご自宅に確定通知書を送付し、その後ご指定の口座に補助金額を振り込みます。

補助制度に関するQ&A

Q 申請書等は郵送してもよいですか？

A 構いません。また、環境政策課の窓口でも受付しています。

※注意

「消印有効」としているものについて、一般的なメール便等の場合、消印がありませんので、本市で受理した日で締め切りに間に合っているかを判断します。提出期限等にはご注意ください。

Q 事業所に太陽光発電システムを設置したのですが、補助金はもらえますか？

A 本市の太陽光に関する補助金は、個人が対象ですので、事業所は対象外です。

Q 住んでいる住所地（住民票の住所地）とは別の場所に太陽光発電システムや省エネ設備等を設置しても補助金は交付されますか？

A 自ら住んでおられる地住所（住民票の住所地）に設置した場合のみが対象ですので、対象外となります。

Q 省エネ設備等を複数導入した場合はどうなりますか？

A 設置の組み合わせは自由で（重複も可）、複数申請できます。

Q 補助金の申請の締め切りはいつまでですか？

A ・太陽光発電システム設置補助金については、「系統連系を開始した年度」の年度末、省エネ設備等導入補助金については、「保証開始日が属する年度」の年度末が、締め切りとなります。どうしても年度末までに申請ができない場合に限り、理由書を添えて翌年度の4月末まで申請をすることができます。（申請締め切りを過ぎると補助金の交付ができませんので、ご注意ください）

Q 補助金に事前申請は必要ですか？

A 不要です。系統連系後・設置後にすみやかに申請してください。
締め切りを過ぎると、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。

Q ペレットストーブを事業所に設置した場合の必要書類について教えてください。

A 個人の住民票や運転免許証に代わる書類については、下記の通りです。

- ・設置場所が本社（本店）の場合…法人登記簿や固定資産税の納税通知書等
- ・設置場所が支社（支店）の場合で、その物件がその法人の所有の場合…本市の固定資産税の納税通知書等
- ・設置場所が支社（支店）の場合で、その物件が賃貸やテナント入居の場合…その物件の賃貸借契約書等



補助金申請書類の様式や詳細な情報について

申請方法等や必要書類の様式のダウンロードについては、環境政策課のホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyama.toyama.jp>>市民の皆さま>環境保全>エコ>富山市住宅用太陽光発電システム補助事業・富山市省エネ設備等導入補助事業

【担当】 富山市 環境部 環境政策課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
電話 076-443-2053 FAX 076-443-2122